

週刊介護情報

第 85 号 平成 26 年 3 月 28 日 (金曜日)

有馬公認会計士・税理士事務所
〒136-0071 東京都江東区亀戸 2-24-3

グランズ亀戸 3F

TEL (03) 5875-0315 FAX (03) 5875-0316

<http://www.care-advice.net>

HEAD LINE

- ◆ 特養ホーム 入所待機は 52 万人 高齢化進み 10 万人増
厚労省調査 4 年で 10 万人増 施設不足が浮き彫りに
- ◆ 「介護職員処遇改善加算」の活用事業所は 87.2%に
介護従事者の給与アップ 61.8%、平均給与額 27 万 6940 円
- ◆ 後期高齢者医療保険料 所得に占める割合は東京が最も低い
厚労省 「後期高齢者医療制度 被保険者実態調査報告」公表

- ◆ 特養ホーム 入所待機は 52 万人 高齢化進み 10 万人増
厚労省調査 4 年で 10 万人増 施設不足が浮き彫りに

——厚生労働省

厚生労働省は 3 月 25 日、特別養護老人ホーム(特養ホーム)への入所を希望している、いわゆる「入所待機者」が、今年 3 月の全国集計で約 52 万 2 千人に上ったと発表した。

これは 2009 年 12 月の前回集計の約 42 万 1 千人より 4 年間で約 10 万人増えた。待機者全体の 3 分の 2 を占めているのは、食事や排せつに介助が必要な要介護 3～5 の中重度者で約 34 万 4 千人に上る。

待機者の中でも他の介護施設には入らず、自宅で特養の空きを待っている人は 25 万 7934 人(49.4%)。介護老人保健施設(老健)など他の施設に入所して空きを待つ人たちは 26 万 3754 人(50.6%)だった。

急速な高齢化の進行で、自治体が特養を整備するペースを入所希望が上回り待機者が増加した。これに対して政府は在宅介護への移行を促しており、特養へは原則、要介護 3 以上に限定する方針の介護保険法改正案を国会に提出していて、2015 年度施行を目指している。

ただ、特養での介護を望む高齢者が依然多い。特養が有料老人ホームなどより比較的料金が安いことと食事や入浴、排せつを含め、日常生活全般で手厚い世話を受けられるし、負担額が少

なくて済む利点が希望者を増やす理由になっている。待機者の中には「症状が軽いのに早めに申し込む人もいる」との傾向を指摘する地域もある。

その反面、運営費の大半を介護保険で賄い、入所者1人当たりの給付額は月 30 万円近く保険財政には重荷となっている現実がある。政府方針は症状の重い人に限って特養で受け入れる法改正を目指しているが、ギャップが浮き彫りとなった格好だ。

特養ホームへの入所待機者は 09 年度が 42 万 1000 人だった。毎年、各自治体が特養整備を進め、入所者数の枠は 09 年時点から 7 万 4800 人分広がっているが、それ以上に「待機者」が増えたことになる。特養ホームに入れないう待機者の受け皿となるのが、在宅介護。自宅で暮らしつつデイサービスやホームヘルパーを利用したり、配食や見守りなど一定のサービスが付く高齢者向け集合住宅へ入居したりするのを見込む。

高齢者住宅(サ高住)を含めた「有料老人ホーム」の数は、民間企業が運営に参入したこともあり、厚労省の調べで 12 年には約 7500 と 4 年間でほぼ倍増したが、今回の厚労省の調査が、特養ホームへの入所希望が依然として根強いことを表している、在宅介護が利用者に周知する環境整備に時間をとられ、利用者のニーズを満たすには条件が整っていない現状を露呈しているといえよう。2015 年の介護保険改正が大きな転機となりそうだ。

◆「介護職員処遇改善加算」の活用事業所は 87.2%に

介護従事者の給与アップ 61.8%、平均給与額 27 万 6940 円

——厚生労働省

厚生労働省は 3 月 20 日、社会保障審議会・介護給付費分科会の「介護事業経営調査委員会」を開催し、「平成 25 年度 介護従事者処遇状況等調査」の結果概要(案)が報告された。この調査は介護職員の処遇を把握するための調査で次期介護報酬改定に生かす基になる。この調査結果は、次回の介護給付費分科会に報告する予定。

調査は昨年 10 月、全国 9262 の介護施設・事業所を対象に実施し 82.2%の 7494 施設・事業所から回答を得た。

調査結果の主なポイントは、13 年に処遇改善加算の届け出をしている施設・事業所は 87.2%。このうち 93.8%が、全ての要件を満たす「加算(1)」をとっている。

12 年から始まった「処遇改善加算」をとっている施設・事業所では、13 年の常勤・月給の介護職員の平均給与額が、27 万 6940 円となり、前年の 26 万 9760 円より 7180 円高くなっていた。非常勤で働く人の平均時給は、前年より 10 円多い 1090 円で、1 か月の平均給与額は 9 万 450 円で、昨年比で 940 円高かった。

【介護職員処遇改善加算】の届出状況を見ると、届出事業所は 87.2%、届出をしていない事業所は 11.6%。種類別に届出状況を見ると、高い順に介護老人福祉施設 95.9%、認知症対応型共同生活介護 94.2%、介護老人保健施設 91.4%、通所介護 86.0%、訪問介護 83.9%、介護療養型医療施設 57.2%となっている。

加算の種類別では、「介護職員処遇改善加算(i)((a)職務内容等に応じた任用・賃金体系を定める(b)処遇改善内容・費用を従業員へ周知する—のいずれも満たしている場合)」が 93.8%、「介護職員処遇改善加算(ii)((a)(b)いずれかを満たしている場合)」が 3.8%、「介護職員処遇改善加算(iii)((a)(b)いずれも満たしていない場合)」が 2.0%の状況。もっとも要件の厳しく高い加算(I)を多くの施設で算定していることがわかる。

介護従事者の給与等の状況は、「給与等を上げた」が 61.8%、「1 年以内に引上げ予定」7.4%、「1 年以内の引上げ予定なし」25.2%、「引下げた」1.2%となっている。7 割弱の介護従事者の処遇改善が図られていることがわかるが、4 分の 1 ではまだ給与は上がっていなかった。

施設種類別で見た「給与を上げた」割合を見ると、高い順に介護老人福祉施設 84.6%、介護老人保健施設 82.3%、介護療養型医療施設 73.0%、認知症対応型共同生活介護 69.0%、通所介護 64.6%、居宅介護支援事業所 56.4%、訪問介護 51.2%となっている。施設介護で引上げが多くされている。

また引上げ方法は、「定期昇給を実施」77.3%、「各種手当の引上げ・新設」18.4%、「給与表改定による賃金水準引上げ」12.7%、「賞与等の支給金額引上げ・新設」11.2%という状況だ。一時金や賞与などは低い割合で、定期昇給が 8 割弱を占めており、介護職員の継続的な給与額の向上に結び付いていると言えそうだ。

ただし、給与を上げたのは全体の 6 割で、このうち定期昇給等を 8 割弱が行っているため、定期昇給による給与増は全体の 5 割程度にとどまる。残り 5 割は継続的な給与増には結びついていない。

基本給の引上げ(引下げ)額(前年比)を見ると、月給・常勤 2400 円増、月給・非常勤 2140 円減、時給・常勤 20 円増、時給・非常勤 10 円増となっている。

平均給与額を見ると次の通り。

▽月給:常勤 27 万 6940 円(前年比 7180 円増)、非常勤 15 万 5900 円(同 2470 円減) ▽時給:常勤 19 万 1890 円(同 4920 円増)、非常勤 9 万 450 円(同 940 円増) ▽地方公共団体:常勤 32 万 730 円(同 5750 円増)(非常勤なし) ▽社会福祉協議会:常勤 27 万 9240 円(同 3810 円増)、非常勤 22 万 3070 円(同 1 万 4400 円減) ▽社会福祉法人:常勤 29 万 4390 円(同 7700 円増)、非常勤 16 万 7690 円(同 1560 円増)

▽医療法人:常勤 27 万 5780 円(同 7690 円増)、非常勤 20 万 9010 円(同 2 万 1410 円増) ▽営利法人:常勤 24 万 3070 円(同 7630 円増)、非常勤 13 万 3260 円(同 6040 円減)

法人種別では、月給・常勤の者は種類に関わらず増額となっているが、相対的に営利法人の平均給与額が低い傾向にある。なお給与を引き下げた事業所は 1.2%あった。

◆後期高齢者医療保険料 所得に占める割合は東京が最も低い 厚労省「後期高齢者医療制度 被保険者実態調査報告」公表

——厚生労働省

厚生労働省は 3 月 24 日、平成 25 年度の「後期高齢者医療制度 被保険者実態調査報告」を公表した。これは、後期高齢者医療制度の被保険者の年齢構成や所得など、保険料設定にあたっての基礎資料を得ることを目的に平成 20 年度より実施されている。調査は平成 22 年 9 月 30 日現在の被保険者対象に行われた。

平成 25 年 9 月末の被保険者総数は 1527 万 3000 人。後期高齢者医療制度は 75 歳以上を対象とする医療保障制度だが、一定の障害をかかえる 65～74 歳の人も対象となる。

調査結果の要旨は次の通り。

▽ 被保険者の年齢構成

平成 22 年 9 月末現在の被保険者の年齢階級別の分布によると、被保険者数は 14,062 千人となっており、うち 75 歳以上の被保険者数は 13,624 千人で、被保険者の 96.5%を占めている。一定の障害の状態にあるとして認定を受けた 65 歳から 74 歳の被保険者数は 438 千人となっている。また、被保険者の平均年齢は 81.9 歳となっている。

▽ 主な所得種類の状況等

保険料賦課の対象となる所得の状況をみると、「所得あり」の者が全体の 43.8%、「所得なし」の者が 55.6%となっている。さらに、「所得あり」の者の主な所得種類別（総所得金額及び山林所得のうち金額が最大の所得種類＜全てが 0 円以下の場合、主な所得の種類は「その他」とする＞）の構成割合をみると、「雑所得・その他」の者が 75.7%(全体の 33.2%)、「財産所得」の者が 11.3%(全体の 5.0%)となっている。

報告書における所得額は、後期高齢者医療制度の保険料賦課の対象となる収入額から必要経費等を差し引く等して得られたいわゆる「旧ただし書き方式」により算定された所得総額（基礎控除前）であり、「所得なし」は所得額が 0 円の被保険者であって、必ずしも収入額がない、ということではないので留意が必要である。例えば、年金収入額が 120 万円未満の場合には公的年金等控除により所得額が 0 円となる。

▽ 主な所得種類別に所得額階級別の被保険者数の構成割合、1 人当たり所得額及び 1 人当たり保険料調定額を示したデータでは、主な所得が「農業・山林所得」の被保険者の概ね 9 割程度が所得額 100 万円未満、主な所得が「雑所得・その他」の被保険者の概ね 9 割程度が所得額 250 万円未満となっているのに対し、主な所得が「事業所得」、「給与所得」及び「財産所得」の被保険者は所得額 250 万円以上にも各区分 5%前後分布している。

▽ 1 人当たり所得額は主な所得が「財産所得」の被保険者が 3,835 千円で最も高く、主な所得が「農業・山林所得」の被保険者が最も低く 587 千円となっている。また、1 人当たり保険料調定額

をみると、主な所得が「財産所得」の被保険者が最も高く 199,136 円となっており、「所得なし」の被保険者が最も低く 14,966 円となっている。

▽年齢階級別に主な所得種類別の被保険者の構成割合によると、各年齢階級で「所得なし」の者の割合が最も高く、次いで公的年金等を含む「雑所得・その他」が高くなっている。また、年齢階級 75 歳以上においては、年齢が高くなるにしたがって、主な所得が「事業所得」、「農業・山林所得」、「給与所得」及び「雑所得・その他」の者の割合が減少し、「所得なし」の者の割合が増加している。また、「雑所得・その他」の者の割合は、84 歳以下では 3 割を超えている。

▽年齢階級別、所得額階級別被保険者の分布

年齢階級別に所得額階級別の被保険者数、1 人当たり所得額及び 1 人当たり保険料調定額を示したデータによると、各年齢階級ともに最も人数が多いのは「所得なし」であり、次に多いのは「100 万円以上～200 万円未満」となっている。また、1 人当たり所得額及び 1 人当たり保険料調定額が最も高い年齢階級は「75 歳～79 歳」でそれぞれ 882 千円、69,303 円となっている。

▽保険料算定及び調定状況

年齢階級別に 1 人当たり保険料の算定及び調定状況を示したものである。これによると、1 人当たり保険料算定額は 93,697 円であり、所得割額が 52,052 円、均等割額が 41,644 円となっている。

▽所得額階級別に 1 人当たり保険料の算定及び調定状況を示したデータでは、所得が 100 万円未満の階級においては保険料軽減額が 1 万円以上となっている一方、所得額階級が 400 万円以上の所得額階級においては賦課限度額を超える額がみられ、保険料調定額は、所得額階級が 700 万円程度までは所得とともに高くなり、所得額階級が 700 万円以上では概ね賦課限度額付近で横ばいとなっている。

▽年齢階級別の 1 人当たり所得額について、平成 20 年度からの年次推移を見ると、平成 23 年度から平成 25 年度にかけては 85 歳未満の 1 人当たり所得額は概ね減少しているのに対し、85 歳以上の 1 人当たり所得額は概ね増加しており、総数ではほぼ横ばい。

1 人当たり保険料調定額の年次推移を見ると、「65～70 歳」「70～74 歳」が減少しており、「75～79 歳」「80～84 歳」「85～90 歳」が増加傾向で、「95～歳」「100 歳以上」はほぼ横ばい。

▽都道府県別に見ると、1 人当たり所得額がもっとも多いのは東京で平均 146 万 9000 円、最も低いのが秋田の 40 万 9000 円で、所得格差は 3.59 倍となっている。保険料調定額は東京が 9 万 2296 円と最高で、岩手が 3 万 7675 円で最低だった(格差は 2.45 倍)。

さらに、所得に占める保険料調停額の割合(いわば負担率)を見ると、最も高いのは北海道と高知の 10.9%、最も低いのは東京で 6.3%となっている。東京では保険料調停額こそ高いものの、所得水準がそれ以上に高いため、負担割合は全国で最も低い。